

2. 最近の保育所における事故等について

昨年7月に、北九州市の認可外保育施設において、園児が、送迎用の車に置き去りにされた結果、熱射病で亡くなったという、非常に痛ましい事故があった。

また、先月28日には学童保育中の児童が川遊びをしていたところ、局地的な豪雨による突然の増水に流されて亡くなるという非常に痛ましい事故があった。

このような熱射病、水難事故のほか、夏は食中毒が多発する季節でもあり、重大な事故が起こらないよう、徹底した指導監督や、通知による注意喚起など各自治体において適切な対応をお願いする。

また、今月7日に宇都宮市の民間保育所で園児への不適切な処遇が見つかり、児童福祉法に基づく改善勧告がなされたところ。引き続き、保育所等内で不適切な保育が行われることのないよう、各自治体においても、早めの対応をお願いする。

3. 給食の外部搬入について

給食の外部搬入については、「調理室の設置」及び「調理員の配置」が義務付けられていることから、施設における給食については外部搬入方式を採用することは認められないと解釈され、実際そのように運営してきたところ。近年の食事の提供方法の多様化を踏まえ、従来の解釈を明確化するため、本年4月に児童福祉施設最低基準の改正を行ったところ（資料4参照）。

これらを踏まえ、特区の認定等なく、給食の外部搬入を行っている保育所について、実態調査を行ったところ（資料5参照）。

調査結果については、集計中であるが、再度、省令改正につき周知することを予定しているところ。特区の認定等なく、外部搬入を行っている施設があった場合には、引き続き適切な指導を行うようお願いする。